

別 表 2

評価料金

◆ 一戸建て住宅（新築）（併用住宅含む）

(税込) 単位 : 円

床面積の合計	設計住宅性能評価（種別）		建設住宅性能評価（種別）	
	200 m ² 以内	選択有	47,000	選択有
必須のみ		42,000	必須のみ	79,000
200 m ² 越え	選択有	64,000	選択有	120,000
	必須のみ	59,000	必須のみ	116,000

◆ 共同住宅等（新築）

(税込) 単位 : 円

評価対象建築物の戸数及び床面積の合計	設計住宅性能評価（種別）		建設住宅性能評価（種別）	
	2戸で200 m ² 以内	選択有	50,000	選択有
必須のみ		44,000	必須のみ	105,000
2戸で200 m ² 超え	選択有	66,000	選択有	143,000
	必須のみ	61,000	必須のみ	132,000
3～9戸	選択有	110,000 + 6,000M	選択有	187,000 + 6,000M
	必須のみ	77,000 + 6,000M	必須のみ	154,000 + 6,000M
10戸～19戸	選択有	165,000 + 6,000M	選択有	220,000 + 6,000M
	必須のみ	132,000 + 6,000M	必須のみ	176,000 + 6,000M
20戸～29戸	選択有	176,000 + 6,000M	選択有	286,000 + 6,000M
	必須のみ	143,000 + 6,000M	必須のみ	231,000 + 6,000M
30戸～39戸	選択有	187,000 + 6,000M	選択有	374,000 + 6,000M
	必須のみ	154,000 + 6,000M	必須のみ	308,000 + 6,000M
40戸～49戸	選択有	253,000 + 6,000M	選択有	506,000 + 6,000M
	必須のみ	220,000 + 6,000M	必須のみ	440,000 + 6,000M
50戸以上	別途見積			

1. 表中「M」は評価対象住戸の数を示します。
2. 地域割増手数料・料金地域表（表－20）に示す市町村等は、建設住宅性能評価料金にそれぞれの地域割増手数料を検査回数分加算できるものとします。
3. 一敷地に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟ごとの該当する料金の合計とします。
4. 既存住宅の住宅性能評価料金は、見積とします。
5. 当社で設計住宅性能評価書を交付していない建設住宅性能評価料金は、設計住宅性能評価料金に相当する料金を加算します。

6. 変更申請、取り下げ再申請（再評価不要な場合）、評価を行わず取り下げた場合及び当社の責により業務期日が遅延した場合等は見積とします。
7. 他業務の申請において既に評価項目を審査済みの場合、当該他業務における住宅性能評価との併願申請料金を適用します。
8. 「必須のみ」とは、住宅性能評価申請における必須の性能表示事項を示します。ただし、木造住宅又は構造の安定について品確法第33条による認証を受けた住宅で、「1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）」、「1-5 耐積雪等級等」のいずれかの項目を選択した場合、又は「5-1 断熱等性能等級」かつ「5-2 一次エネルギー消費量等級」の両方を選択した場合を含みます。
9. 「選択有」とは、住宅性能評価申請における必須の性能表示事項と選択事項のうち、1つでも選択した場合（前項を除く）を示します。ただし、「6-3 室内空気中の化学物質の濃度等」を選択した場合は、見積とします。

◆ 地域割増手数料

地域割増手数料・料金地域表（表-20）

（税込）単位：円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	16,000	御嵩町 の都市計画区域内			いなべ市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町 の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菰野町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町
		都市計画区域外			都市計画区域外 (見積地域を除く)
見積地域	別途見積額				尾鷲市 熊野市 御 浜町 紀北町 紀宝 町

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	16,000	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町 の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市 の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山町 の都市計画区域内
B 地域	29000	飯能市 本庄市 小川町 越生町 神川町 上里町 滑川町 鳩山町 美里町 寄居町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町 の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 酒々井町 の都市計画区域内	都市計画区域外 (島しょ部を除く)	相模原市の一部 (緑区の一部※1) 三浦市 愛川町
					都市計画区域外
C 地域	42,000	秩父市 長瀬町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 栄町 横芝光町 九十九里町 長生村		
			都市計画区域外		
見積地域	別途見積額			島しょ部	

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	16,000	下妻市 常総市 坂東市 かすみが うら市 八千代町 の都市計画区域内	小山市 の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口 湖町 の都市計画区域内
B 地域	29,000	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町 の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町 の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町 の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田 市 那珂市 ひた ちなか市 北茨城 市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山 市 さくら市 那須塩原市 大田 原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻 町 長野原町 みなかみ町 榛東 村	韮崎市 南アルプス 市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外
見積地域	別途見積額				

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	16,000	近江八幡市 東近 江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内

B 地域	29,000	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町 の都市計画区域内	南丹市 京丹波町 宇治田原町 の都市計画区域内		相生市 たつの市 篠山市 淡路市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	高島市	綾部市 福知山市 笠置町 和束町 南山城村 の都市計画区域内		朝来市 宍粟市 丹波市 佐用町 赤穂市 洲本市 上郡町 南あわじ市 の都市計画区域内
		都市計画区域外			
見積地域	別途見積		舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野 町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町
			都市計画区域外		

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	16,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の川市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	高取町 大淀町 明日香村 五條市 の都市計画区域内	海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内

C 地域	42,000	曾爾村 山添村 宇陀市 吉野町 東吉野村 下市町 の都市計画区域内	有田市 有田川町 の都市計画区域内
見積地域	別途見積	御杖村 川上村 十津川村 上北山 村 野迫川村 下北山村 黒滝村 天川村	高野町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座 川町 上富田町 日高川町 みなべ 町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

1. 確認検査（建築物）、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。

別 表 3

評価料金の減額率の上限は、以下に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算することができるものとする。但し、最大減額率は50%とする。

内 容	設計住宅 性能評価 (最大減額率)	建設住宅 性能評価 (最大減額率)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	40%	40%
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	40%	40%
(3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	20%	-
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。	-	20%
(5) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合、一戸建て住宅であらかじめ当機関と協議することで図面や計算書など記載方法の合理	50%	50%

化を図るなど、評価の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。		
(6) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。	20%	20%
(7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化を図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	-	20%
(8) 年間の申請件数が一戸建て住宅 100 棟以上又は共同住宅等 20 棟以上の申請が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査及び検査の評価業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	40%	40%
(9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	20%	20%
(10) 法第 5 8 条第 1 項の規定による特別評価認定を受けた共同住宅の設計住宅性能評価の申請を行うとき。	20%	-

別 表 4

評価料金の増額の上限は、以下に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算することができるものとする。

内 容	設計住宅 性能評価 (最大増額率)	建設住宅 性能評価 (最大増額率)
(1) 申請者の依頼その他の事由で、第 3 条に定める休日に評価を行うとき。	20%	20%
(2) 当機関の責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した場合。	20%	20%
(3) 第 11 条 1 項に定める計画の変更等（第 11 条 2 項の場合を除く）により、審査・検査の追加、やり直しが生ずる場合。	50%	50%
(4) 地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除き、年間の申請件数が一戸建て住宅 10 棟以上又は共同住宅等 10 棟以上の申請が見込めない場合（地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除く）で評価業務の効率的な実施が難しい場合。	50%	50%
(5) その他当機関が必要であると判断した場合。	50%	50%